

目 次

- 第 1 章 製造所等の意義
 - 第 2 章 法別表第 1 に関する基準
 - 第 3 章 製造所の基準（危政令第 9 条）
 - 第 4 章 屋内貯蔵所の基準（危政令第 10 条）
 - 第 5 章 屋外タンク貯蔵所の基準（危政令第 11 条）
 - 第 6 章 屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第 12 条）
 - 第 7 章 地下タンク貯蔵所の基準（危政令第 13 条）
 - 第 8 章 簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第 14 条）
 - 第 9 章 移動タンク貯蔵所の基準（危政令第 15 条）
 - 第 10 章 屋外貯蔵所の基準（危政令第 16 条）
 - 第 11 章 給油取扱所の基準（危政令第 17 条）
 - 第 12 章 販売取扱所の基準（危政令第 18 条）
 - 第 13 章 一般取扱所の基準（危政令第 19 条）
 - 第 14 章 消火設備の基準（危政令第 20 条）
 - 第 15 章 警報設備の基準（危政令第 21 条）
 - 第 16 章 避難設備の基準（危政令第 21 条の 2）
 - 第 17 章 仮使用承認に関する基準
 - 第 18 章 仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準
 - 第 19 章 予防規程認可に関する基準
 - 第 20 章 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準
-
- 別記 1 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準
 - 別記 2 電気設備の基準
 - 別記 3 製造所等の配管に係る基準
 - 別記 4 配管の付属範囲の例
 - 別記 5 隔壁等を貫通する配管等の基準
 - 別記 6 屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例
 - 別記 7 アスファルトサンド及び雨水侵入防止措置に関する基準
 - 別記 8 防油堤の細部審査基準

◎ 用語の凡例

- 法・・・・・・・・・・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 危政令・・・・・・・・・・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- 危省令・・・・・・・・・・危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
- 危告示・・・・・・・・・・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）

- 施行令・・・・・・・・・・消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- 施行規則・・・・・・・・・・消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- 建基法・・・・・・・・・・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建基令・・・・・・・・・・建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
- 予防条例・・・・・・・・・・田辺市火災予防条例（平成 17 年田辺市条例第 179 号）
- J I S・・・・・・・・・・日本工業規格（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格をいう。）
- 製造所等・・・・・・・・・・法第 10 条第 1 項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。
- 障壁・・・・・・・・・・危政令第 10 条第 3 項第 4 号の「厚さ 70mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁をいう。

◎ 本文中の「…指導する。」は原則、行政指導を指すものであり、該当する事項の末尾に★印をつける。

◎ 参考とした運用通知の凡例

(例) (S34 国消予 17)

